改正後

（企業結合調査官）

第二条の三　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十五人以内を置く。

2　［略］

（フリーランス取引調査官）

第二条の四　事務総局経済取引局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室にフリーランス取引調査官十一人以内を置く。

2　フリーランス取引調査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）第六条第六項に掲げる事務を処理する。

（転嫁円滑化対策調査官）

第二条の五　［略］

（下請取引検査官）

第二条の六　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官六十一人以内を置く。

2　下請取引検査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則第七条第二項に掲げる事務を処理する。

（特別専門官）

第二条の七　［略］

（審査専門官）

第二条の八　事務総局審査局に審査専門官二百八十五人以内を置く。

［2～4　略］

（地方事務所及び支所の総務課）

第四条　地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第四号及び第六号、第四条の三第一項並びに第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～十五　略］

（地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官）

第四条の二　地方事務所及び支所の取引課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の取引課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十四号、次条第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～三　略］

四　業務委託の相手方である事業者（個人であって、従業員を使用しないもの又は法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないものに限る。）に係る取引の適正化に関する事務に関すること。

［五～七　略］

2　［略］

改正前

（企業結合調査官）

第二条の三　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十六人以内を置く。

2　［同上］

［条を加える。］

（転嫁円滑化対策調査官）

第二条の四　［同上］

（下請取引検査官）

第二条の五　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官六十三人以内を置く。

2　下請取引検査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）第七条第二項に掲げる事務を処理する。

（特別専門官）

第二条の六　［同上］

（審査専門官）

第二条の七　事務総局審査局に審査専門官二百九十八人以内を置く。

［2～4　略］

（地方事務所及び支所の総務課）

第四条　地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第五号、第四条の三第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～十五　同上］

（地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官）

第四条の二　地方事務所及び支所の取引課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の取引課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十四号、次条第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～三　同上］

［号を加える。］

［四～六　同上］

2　［同上］